

赤川揚水機場撤去工事に伴う 交通規制のお知らせ

・赤川出張所では引き続き、三川町大字横山字袖川原及び不動野地内（田田大橋北側）の県道333号線の下にある赤川揚水機場施設の撤去工事を行っております。現在、片側交互交通規制を行っておりますが、今後、仮の道路へ迂回となります。工事に対してご理解とご協力をお願いします。

片側交互通行期間

令和元年12月2日から
令和2年2月19日まで



仮の道路通行期間

令和2年2月20日から
令和2年9月30日まで



※工事の進捗により期間が前後する場合があります。

○工事に関するお問い合わせ○

酒田河川国道事務所 赤川出張所 : 0235-23-2032

stop 不法投棄

- ・赤川は身近に自然を感じる事ができる大切な空間です。しかし、近年赤川の堤防や河川敷などにたくさんのゴミが捨てられるようになり、川の景観が損なわれることとなっています。
- ・きれいな赤川を守るためゴミを捨てないようみなさんのご協力をお願いします。



不法投棄は犯罪です！

～河川法等の法令にも罰則規定が定められています～

【罰則規定】

◎河川法（政令）違反

河川区域内に土石・ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てる事等の場合

→ “3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金”

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物を捨てた場合 → “5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金”

◎一般廃棄物を捨てた場合 → “3年以下の懲役または300万円以下の罰金”

ご意見・問い合わせ先

国土交通省 酒田河川国道事務所 赤川出張所

〒997-0011 山形県鶴岡市宝田二丁目3-55
TEL 0235-23-2032
FAX 0235-23-7947